

農業者年金で安心・豊かな老後を!!



女性は男性より
+5年長生き
自分自身の年金
を準備しましょう

- あなたの老後の備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりが準備することが大切です
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です

サラリーマンは、厚生年金による国民年金（基礎年金）への上乗せがあります。一方、農業者は豊かな老後の生活のためには、国民年金だけでは十分と言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります!!

◎こんな方が加入できます…

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満の方

経営者だけでなく夫婦や親子でそろって加入することをおすすめします！（配偶者も単独で入れます）



◎農業者の老後の生活の収入は、国民年金 + 農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦で約24万円が必要です⇒月額約10万円不足！農業者年金が国民年金の不足分をしっかりとカバーします！

◎積立方式だから自分がかけた金額は終身年金として生涯もらえ、確定拠出型の年金なので、運用は安心です。

制度発足以降運用利回りの平均は、年率で+2.82%です。運用益は非課税で年金原資ととして積み上がります。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

◎保険料はいつでも変更できます・・・月々2万円から6万7千円まで。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税などの節税になります。

年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金控除を受けることができます。



◎途中脱退、再加入も可能です。

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料は脱退後も運用利回りがつき続けて、将来、年金として支給されます。加入条件を満たせばいつでも再加入できます。

◎政策支援（一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助）が受けられます。

例：認定農業者などで青色申告者35歳未満の人は10,000円補助（本人負担10,000円）・認定農業者などで青色申告者39歳未満の人は6,000円補助（本人負担14,000円）・本人負担分と補助分あわせて月2万円となります。

農業者年金に加入すれば ～農業者年金の受給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	保険料納付額	男性		女性	
			年金額（年額）	受給総額	年金額（年額）	受給総額
20歳	40年	960万円	75万円	1,614万円	63万円	1,704万円
30歳	30年	720万円	50万円	1,071万円	42万円	1,131万円
40歳	20年	480万円	30万円	634万円	25万円	670万円
50歳	10年	240万円	13万円	283万円	11万円	299万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以上の予定利率が0.20%となった場合の試算です。
 受取総額は65歳での農業者年金加入者の平均寿命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。
 ※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の17年間（平成30年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.82%です。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示より定められ、令和2年度は0.20%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

購読しませんか？ 全国農業新聞
 農政の動きや暮らしに役立つ情報が満載です。申込みは、随時受付けております。
 購読料：月額700円
 発行：毎週金曜日
 申込み：玖珠町農業委員会事務局

農地に農業用施設を建てたり、農地を**農地以外に変更する場合は農地転用の許可申請が必要**です！

農地を相続した時は、農業委員会まで届出をお願いします。
 ③この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。法務局での手続きが必要です。

※農地の転用・売買・賃借など、農地に関するお問い合わせは、農業委員会にご相談ください。